

民間資金等活用事業推進委員会

第14回合同部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第14回合同部会議事次第

日 時： 平成13年1月18日(木) 15:00～16:20

場 所： 永田町合同庁舎5階第一会議室

1. 公開意見募集の意見等について
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、松葉参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 時間になりましたので、民間資金等活用事業推進委員会第14回の合同部会を開催したいと思います。

恒例によりまして、私が議事の進行をいたします。

今日は、公開意見募集で提出されています意見等について議論を行う予定にしております。委員の皆様には、提出された意見等そのものを事前にお配りしておりますが、事務局で意見を一覧できるように資料を作成しておりますので、まず、資料を一括して説明いただき、その後、まとめて議論を行うこととしたいと思います。

なお、資料の取扱いとしましては、資料3については、個人名等が入っており、非公開の扱いとしたいと思います。

それでは、早速、資料の説明をお願いいたします。

事務当局 それでは、ご説明申し上げます。資料4は、事務局としまして、出てまいりました意見を一覧できるように整理したものでございます。あくまでも意見は本文そのものですので、これは一覧の便宜のためにまとめたという位置づけでございます。

(以下資料に沿って説明)

西野部会長 どうもありがとうございました。最初に、プロセスに関する意見等について議論を行いまして、その後で、リスク等、その他について行ってきたいと思います。

それでは、まず、プロセスについて出てきた意見に対する委員としてのご意見をお聞きしたいと思います。どうぞ自由に。

A専門委員 意見としていただきましたのが、23件ということになるかと思えます。プロセスに関しまして、23件が全部ですけれども、15件の意見の中で述べられていること、それは一般競争入札の件です。このプロセスの意見の中で量的にも、ページ数としても最も多かったものではないかと思えます。

ご意見をいただいた方には、実際にPFI事業に参加されている企業もございまして、公務員の方からのご意見もございまして、各分野からのご意見があったわけですが、非常に本質的なところを捉えているのではないかと思います。

特に本質的な点として意見が出ておりますのが、PFIの手法をなぜ活用するのかという点において最も着目されている点として、性能発注というものが持つPFIにおける役割という点と、もう一つはリスク移転という点であろうかと思います。特に、この意見の中で多くのページ数を占めていますのが、リスク移転に関わることになるわけですが、それは契約書という点において意見をたくさんいただいているかと思えます。なぜ、これほどまでに契約書に関してご意見をいただいたのかということが非常に重要ではないかと思うわけですが、この意見の中にも書かれていますが、現在の一般競争入札というものが、これまでの制度に基づくものである。すなわち、基本的に建設工事、工事というものを対象にした制度であって、ここで今、私どもが新たに導入しようとしているPFI事業方式という方式を選ぶというシステムにそぐわないという現実の問題としてそれを捉えられて

いるということではないかと思えます。

なぜ工事のためのシステムが事業方式のためのシステムに合わないのかということは、ここにございますように、一般競争入札を使いますと、基本的にその制度の中で落札というものがございまして、この落札というものが、すなわち価格ということだけで決められているわけですが、落札者が決まりますと、その落札者との間で契約の交渉というのが認められていないという制度がここにあるわけです。

リスク移転ということを考えますと、そのプロセスで、落札者がいて、そして、交渉がないということは、このPFI事業方式が有効に活用されるためのリスク移転の問題、すなわち交渉というプロセスをそこから欠落させてしまう、すなわち、それを活かすことができないということ、これは非常に深刻な問題だと捉えているわけです。

特に民間事業者の視点からしますと、結果的に大変大きなリスクをしょってしまうということに対する大きな不安感があって、交渉というプロセスというものをここでぜひ作ってもらいたいという希望だと思えます。

したがって、現在の一般競争入札という制度を、PFI事業方式の持っている効果を十分に果たすような新しい制度に変えてほしい。制度の変更、あるいは新しい制度の新設ということ、この15件の意見の中で述べられているのではないかと思います。

さらに、入札者の負担という問題で、保証金の問題あるいは入札における2段階方式という点について指摘がございまして、特に2段階方式というのが、現在の一般競争入札では具体的に実現できない、すなわち、これはご案内のように資格審査というのがあって、ほとんどがその資格審査を通過してしまう。結果として、その入札に参加した全員が、相手が何名いるか、どういう企業が来たかということも知らない状態で、極めて深刻な価格の入札というところに直面しなければならないという、現在の制度の持つPFI事業者における問題点というのが指摘されているということかと思えます。

これだけ多くの方々が、現在の一般競争入札という方式が、PFI事業方式というこの事業を推進するにはそぐわないということ指摘されているわけですので、ぜひこれを我々委員会として、評価し、あるいはご配慮いただいて、ここで検討されるべきものではないかと思うわけです。

私の提案といたしましては、この制度の問題で一朝一夕で結果が出るものではございませんので、ぜひこの一般競争入札に関わる問題点については新たな部会あるいはワーキンググループを作りまして、そこで十分なる検討をお願いできればと、提案したいと思えます。さらに、そのワーキンググループあるいは部会の設置については、できれば期限というか、その設置時期を明確にさせていただいて、このご意見をいただいた方々なるほどと、この時期からこういうグループで検討がされる、すなわち、自分たちの意見がここでまた反映されているということを実感として自主的に持っていただく意味で、できれば、そういう時期の明記もお願いできればと思えます。

西野部会長 今の問題はたくさん出ておりますが、それはそれで議論したいと思うので

すが、事務局、何かありますか。

事務局 この問題については、プロセスのワーキンググループの中でもかなり大きな議論になりました。A委員がおっしゃいましたように、この問題はそんなに簡単に結論が出る問題でもないということで、今の案としてはこういう案になっているわけでございます。

それで、この制度の問題につきまして、今後検討していく必要があるというお話でございますが、そのスケジュールをどうするのか、体制をどうするのかということについては、また合同部会なり委員会のお考えで、まず皆さんでご議論いただくことが必要ではないかと考えております。

したがって、事務局は、どういうスケジュールでということを特に申し上げるべき立場にはないと考えております。

西野部会長 私の理解は、今、国家行政組織法の8条委員会として仕事をしております。PFI法ができており、その中で任務として、基本方針が法律の中に書かれていまして、それを審議して、あとの仕事は、各部会に分かれて仕事をしていくというように考えております。

その中で、例えば、推進をするというためには、現行の法律では推進ができないというような議論がまとまってまいりますと、これはガイドラインではなくて、別に直接どこかに提言するとすれば、関係行政機関に対する推進のための提言という形を取るのかという気がしているのです。ここで現在ある法律を、例えば会計法を変えるという権限もありませんし、そういうガイドラインを書く、法律に矛盾するようなことをここで書くわけにもまいりません。したがって、枠の中でとなりますと、枠を超えることについては然るべき所管をしているところに、この部会なり、合同部会なり、委員会なりで提言をしていくという問題かという気がしております。

ただし、今言われた問題は、私、個人的には非常に大きな問題だと思っておりますし、PFIそのものの案件に直接、外国でタッチしたことはないのですが、一般入札においても、既にほかの国ではかなり入っております。むしろ、そういう形が多いと理解しております。PFIを推進していく上で、何らかの改善がなされれば好ましいとは思っておりますが、ここの権限を超えているので、いずれ、そういうことも取り上げ、内部的に行政機関に持ち上げるということはあるのでしょうか、ガイドラインという性格からはちょっと外れてくるかなと思っております。

ガイドラインというのは、私の理解では、PFI法と基本方針が出ておりまして、それはたぶん専門家が読むとよくわかるようにはなっているのですが、PFIの場合にはプレーヤーがたくさんおりますから、たくさんのプレーヤーが読んだときに分かりにくいということを、法律と基本方針の枠の中で、プレーヤーに分かりやすい形で示していく、あるいは既に法律の中で許されている範囲のことについてより詰めていく。「1つの形として、こういう形がありますよ」という形で提示していくというふうに理解しております

ので、そういうこと以上はできないのではないかと、つまり、ある意味ではそれ以上の議論はできないかと。

そういう形で、今言われたことは非常に大事だという認識の上で、なおかつ、今回のプロセスのガイドラインあるいはリスクの分担のガイドラインにはなじまないということでよろしゅうございますか。

B委員 制度変更に係る件については、西野先生のおっしゃるとおりだと思います。何をどうすればどうできるという議論を踏まえた上で、要望という格好であげるというのは、私も賛成でございます。

ただ、ガイドラインとして考えたときに、現実には、国というよりは、地方公共団体の方々が困っていらっしゃるというのは、おそらく幾つかの要素があるだろうと思いますが、その1つとしまして、国の場合に、すべて価格で実施されている。義務づけられて、価格以外の予算は全く入り込まない。それはそれなりの歴史的経緯があるから止むを得ないことであって、いいの悪いのという問題ではないだろう。ただ、PFIのやり方としまして、多段階優先交渉方式というのはやはり欠かせないだろうということは皆さん考えておられる。ただ、それをそのままやると、今の予決令の問題があれば引っかかってしまう。

分かりにくいのは、地方の場合に、一言、規定が違うというだけのようにですが、自主的にかなり裁量の余地があるだろうと見られる部分があるのですが、その部分についてどう解釈すべきか。この辺についてのガイドラインとか、はっきりそこまで言えるかどうか知りませんが、踏み越えてはいけない線とか、そこは抵触するとか、どこまで公表するかはわかりませんが、議論をしておく、例えば先ほどの西野先生がおっしゃるような要望というところも、何が限界で何が問題というのが明確になるだろうと思うのです。

そういう手続の問題と、もう一つ、2段階、あるいは多段階でもいいのですが、価格以外の要素をどう捉えるかというところがある。現状では、事務局で、どういうふうにしたら現状の制度に乗るかとかかなりご苦労されたのだらうと思います。ただ、最終的には価格に転嫁しなければいけない。そうすると、今までの例えばバリュー・フォー・マネーの中でそこは難しい問題だから避けてきたのだと思いますけれども、なかなか難しいのだと思います。効用について、幾らの価格に換算するのだ、これはまだ何も教科書もありませんし、ガイドラインでも正直いって議論してすぐ出る問題ではないのだらうと思います。ただ、そのところを議論しておかないと、価格以外の要素で何段階かに絞り込むという方法論は何も出てこないわけです。

そういう意味で、どこまでできるのだという議論を、ガイドラインに織り込めるかどうかの可能性も含めて、ガイドラインの検討で議論をするということは有用だらうと思います。

直せというのは、西野先生がおっしゃるとおり、ちょっと別の次元の問題で、そういう議論を踏まえた上で要望として別途あげる、こういうことではないかと思います。

西野部会長 今日、まとめられた資料4がありますが、そのほかに、もとの意見の資料

3がありますので、具体的にそれについての議論をしたいと思います。一応、合同部会としては、案としては了承し、それに対する意見の聴取をしたのですから、今日は、聴取した意見について議論をしていきたい。まさに、今のA委員の言われたことは、たくさんその聴取した意見の中に入っていたものですから発言されたというふうに理解しております。

そうすることで、意見を踏まえて、ガイドライン案をどうするかという議論をしたいと思います。

C 専門委員 今回のA委員あるいは西野先生に対してですけれども、非常にたくさん出てきているということは、現実にPFIの事業というのがかなり先行して、基本方針が出る段階、ガイドラインが出る段階、我々がこうやっている間にどんどん進んでいるという事実だと思います。そういうところで、かなり危機意識、問題意識があっという意見がたくさん出てきていると思います。

お話のように、ガイドラインという中でどこまで記述できるか、あるいは、これは案としてできたものですから、意見をどう扱うかということ、ガイドラインを正式に公表する段階できちんと説明するべきでしょう。

ですから、A委員が言われましたように、この問題について、別の検討部会を持つなら持つとか、何かアクションを取るということ、付記するような形で、ある程度この委員会としては出てきた意見に対してコミットメントを示した上で出させないと、何のために意見を求めたのかわからなくなりますし、そもそも、法律の中にも規制緩和云々ということがありますし、どうせよということはガイドラインに書けなくても、問題提起のものについては、どういうアクションを取る方向で考えたいということまではきちんとしていたいただきたいと思います。

西野部会長 合同部会は、議事録がそのまま出るので、ここで数の多かった意見について、A委員の発言を受けてどういう取り上げ方をしたか、ここでは、一応それは枠の外だから提言なり何なりに持っていこう、というようなことが議事録の上ではきちんとして残ることになっております。それを別の形で、この意見をこう受け止めましたというように書くか。

私は、議事録で読んでいただければ十分に入っている、そういう形で出るので、ここではその程度でいいのかと、議事録の公表で十分かと思ったりしているのです。

これは、事務局から何かありますか。

事務当局 ただいま委員のご指摘の点は非常に大きな問題、重要な問題でございますし、また、今後の当推進委員会あるいは部会で、実は前回も今後どういうことを議論していくのかというご質問があったかと思いますが、そういう点にも絡んでくるお話かと思っております。やり方として、先ほどございましたが、新たな部会等を設けて議論する、取りまとめ方をこういうガイドライン方式でいく、あるいは別途意見を述べる、いずれにいたしましても、皆様にいろいろご意見を聞いたときに、この点はいろいろな方からご意見が出ているということは事実でございますので、今後この問題をどう取り上げていくか、ま

た部会長あるいは委員長ともご相談した上で、形をどのようにしていくかを含めまして、またご議論いただきたいと思っております。

西野部会長 どういう形ですかというのは、まず、議事録が出るということははっきりしております。今日の議論としては、意見が出てきたものについて、今出ているガイドラインの案の中で何らかの処理をすべきかという内容の話に移りまして、手続論、そのほかに何らかの手続を取るかどうかというのはこの後に。そちらに進みたいと思います。

D 専門委員 中身の話でございますが、これをもう少し整理していただくと分かりやすいのですが、先ほどお話がございましたように、制度的課題、制度的要望事項というのがございます。これはあくまでも課題として捉えればいいわけであって、確かに今のガイドラインに入れるか否かはまた別のご議論でしょう。そういう形で整理すると、何を今のガイドラインに入れなければいけないのか、非常にクリアカットに分かれてくるのではないかと思います。

クラリフィケーションを要求されていることもございまして、書いていませんけれども、かなり各ワーキングでご議論した内容がございまして。こんなのは説明すればできるのでしょうけれども、それをどういう形でやるべきなのか。

せっかく貴重な意見をいただいて、もったいないと思います。各ワーキングでもう一度深めるべきアイテムはあるでしょうけれども、それと、今あるガイドラインをどうやって修正するかというのは、また別のご議論なのでしょう。

そういう観点からこれを整理しますと、私は、ガイドラインはできる限り早目に出して、バージョン1であるならば、継続して様々ないただいたご意見を議論することの方がより建設的ではないかと思います。

ただ、Cさんの言っていることも、私は認識しておりまして、これはマーケットから出ている声でもありますし、ガイドラインにすべきなのか、制度的課題なのか、非常に微妙な問題を含むものもございまして。例えば、地方自治法施行令 167 条、契約保証金の問題、これは契約手続の問題ですが、必ずしも制度的な問題ではなくて、公共施設等の管理者等がどういうスタンスで注意しなければいけないのか、そういう留意事項は、例えば追加できます。

こういったものは今まで、たしか第3グループで議論した要素があります。第1ではないです。一部議論しているのです。でも、第3では、これは追って議論しようということになって、横に置いているのです。

こういう問題、ちょっとインターフェースのような問題を追加することで、できる限り広く皆さんのご意見を取り上げて、課題は課題として整理して引き続き検討する。また、いただいたご意見のうち既に議論されたもの、あるいは今後議論しなければいけないものとしてワーキングで認識されたアイテムがございまして。こういったものをやれば、今あるガイドラインのどこを修正しなければいけないのかというのは、そんなに数多くなくて、できる限り早い機会にガイドラインをまず出していただいて、それから次の議論に進めた

方がより建設的ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

E 専門委員 今、Aさんからお話があったように、私も全部を読ませていただいて、大きく3つのカテゴリーというか、範疇に分かれると思います。1つは、先ほど来出ている、法そのものを見直したり検討しないと答えが出ない問題。もう一つは、このファースト・バージョンではなく、セカンド・バージョンの中で議論することによってより密度の高い、あるいは今実際に事業としていろいろやられていることがさらにそれに反映されるような、しかし、ある意味では法律内での議論の問題。もう一つは、今までの「それなりの期間」という表現を「十分」という言葉を入れて強調してくれというぐらいの、この場で、あるいはワーキングで1回やれば、これは入れてもいいだろうということで今回反映できるもの、大きく3つあると思うのです。

その辺を、もう一度ワーキングに持ち帰ってやるのか、それとも、ある程度ここで議論して答えが出てしまうのかは別にして、本質的な問題だと思いますので、少し議論をお願いしたいと思います。

西野部会長 もし可能であれば、今日議論ができればという気持ちであります。

それは、今までずいぶん時間がかかっているということ踏まえての話でございまして、延ばすと、またどんどん延びていく可能性があります。その意味では、直す必要があるか、それは見送ってもいいかというところで、プロセスに限りまして、何か意見があれば、皆さんの議論をいただきたいと思っております。

B 委員 議論に入る前の、プリミティブな、テリブルな質問で恐縮でございしますが、拝見しますと、確かにいろいろな要望とか意見というのがあります。中には、単純な質問もある、これはどういう意味かみたいな。この意見を具体的にどのように扱われるのかというところですが、もちろん内容によりますから、一方的に決めつけているわけではないと思うのですが、現にガイドラインがありまして、それに意見を求めまして、それについては千差万別ぐらいに次元の違うものがある。それを踏まえて、我々としてはどうそれを位置づけるか。つまり、変更まで議論をしてもうオープン作り直すまでやるのか、とりあえず議論をして、それについての意見については先でやるのか、あるいは単純な質問みたいなものはほったらかすのか、あるいは事務局の方から答えられるものは答えたらそれでおしまいになるのか、その辺の位置づけを、プリミティブな質問ですが、どのようにお考えなのか。

西野部会長 これはということで発言が出れば議事録に載りますが、全く出ない問題がありますので、おっしゃるとおりだと思います。

今抱えています問題は、プロセスのガイドラインをいつ処理するかという話と、リスクのガイドラインをいつ処理するかという話。それに引き続きましてVFMのガイドラインもかなり来ておりまして、煮詰まって最後の議論に入っていると理解しておりますので、その問題をいかに処理するかというのが最優先事項であって、皆さんのそういう共通理解がいただけるとありがたいと思うのですが。もしそういう共通理解がいただけますと、ま

ず、その処理をいたしたい。どう対応するかという時間はその後を取れると思うのです。

今日これでおしまいにしてしまう、そういうことではない。いろいろな処理をしていく順番として、今のようなことで共通理解はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、個々の問題があれば、お願いいたします。

F 専門委員 個々に入るということですが、大変貴重なご意見というか、本質的に大事なポイントが次々に出てくることは確かですが、全部読んだ限りでいえば、バリュー・フォー・マネーの部会は参加していないのでわかりませんが、それ以外のところは、委員会ですべて議論が出ていて、制度的に引っかかるとか時間的に今できないということが議論されたことばかりではないか、若干は違うものもあるかもしれませんが。

したがって、一個一個これはガイドラインを変えるか変えないかと今議論をしてみても、おそらくそのときと同じ結論になるのではないかと思いますので、基本的には、先ほど部会長もおっしゃいましたが、制度改正、法改正が絡むものについては提言ないしそういった形を出していく。あるいは、さらに当委員会として継続に議論をすべきもの、あるいはデータベースの蓄積とか、契約書の蓄積等もそうですが、何らかの手法によって今後時間をかけて蓄積していくもの等、幾つかに分けて課題を出していく。

ガイドライン自身は、おっしゃるように、早く出さないといかんと思いますので、そのような考え方で、それと、どうしてもガイドラインに変更が必要というものぐらいに分けて、議論をカテゴリー分けしないと、一個一個議論しておりますと、時間が相当にかかりそうだなと。もう一回同じことになりそうな気がいたします。

西野部会長 今、意見によってこの部分はどうしても変えないといけない、この部分はこのことを議論して、あとはこの部分は意見は出ているけれども、今回はこのままでいいということであれば当面は見送って、後で見直す。もう少し詳しい解説を付けるとか、次のバージョンに文言を入れ替えるとか、少し追加するとか。

今日の議論、今のバージョン1のこの部分はこの意見でどうしてもこう変えないといけないということがあれば議論したいと思います。

そういう意味で、何かご意見はございませんでしょうか。

G 委員 私も、大体、今出た意見と同意見でございますが、意見募集に寄せられた意見というのは、我々もその点について議論をしたというのが非常に的確な形で指摘されているわけです。ですから、1つ1つ答えようと思えば、「これについてはこう考えて入れなかった」とか「こういう文章にした」という答えが、おそらくできるものがほとんどであると思います。

特に、これはガイドラインでございますから、拘束力、つまり絶対こういうふうにしてもらわなければいけないというようなものではございません。その意味で、例えばリスク分担の方では、これは協定回して後日改めて検討しましょうというものがたくさんございまして、それについての指摘が既になされているわけで、次のステップに向けて次々とバージョンアップできる性質のものでございます。ものによっては、一度決めたら拘束力を

持ちますので、しばらく変えられないというものもございますから、そういうものとこのガイドラインとは性格が違うのではないかと思います。

そういう観点からしますと、こういう貴重な意見をいただきましたので、次の作業に生かさせていただく、という形でこのガイドラインは出してよろしいのではないかという感じがいたします。

多少手続のところに入ってしまうのですが、意見募集でどういう意見が出ましたというのは、公表するのですか。

これは、閣議決定に基づくパブリックコメントではないですね。

事務当局 いわゆるパブリックコメント、要するに規制に関するものということではありませんので、それとは違います。要約した意見ということでございますけれども、お手元の資料4については、公開する資料ということで作成しておりますので、これを公表することが、まず要約の公表になると思います。

G委員 それについて個々に答えることはしないけれども、委員会として、パブリックコメントを受けて、さらに提言なりガイドラインへと作業を進めていくというようなことを言うかどうか、という程度でしょうかね。

西野部会長 それについても、非常に大きな問題がまず最初にA委員から出まして、それについてどういう扱いをするというようなことで、議事録の中では出ますので、あと、全く取り上げられていなかった問題もあるわけで、そういうものに対してどうするかというのは一応終わってからということで、今抱えている問題をまず処理をした上でということで、プロセスに関するガイドラインについて、この意見を受けてここを変えた方がいいとか、それは今回はいいとか、その点いかがでしょうか。

B委員 今の話をちょっとクリアにしたいだけですが、どのように扱うのですかというのは、G委員が言われたように、どう答えて。公表するのは、このまま公表するのでしょうか、公表しっぱなしの格好になるのか、何らかのコメントを足すのか、どう対応しますという答えをするのか、あるいは何もしないのか、そこをお尋ねしたかったのです。

西野部会長 先ほどちょっと申し上げましたが、そういう議論があったということは記録に残りますし、仮に取り上げなければ、あのときに時間がないというか、より緊急の方を先に取り上げたということで、十分に合同部会なりで議論ができますので、それでご了解を得られたと理解したのですが。

B委員 ガイドラインを発表するのは、私は全然異存がないのでそれでよろしいのですが、答えをどのようにされるのかなと思ったのです。それはガイドラインの公表とは別だと思いますが、一応ガイドラインの公表のために集めてこれだけ集まったわけですから、それを公表するだけの格好にするのかどうか。義務はないわけですが、委員会としてどう対応するかということだけは決めておく必要があるかと。

西野部会長 どのように公開するかという議論に入りますと、それについて意見百出になると心配しておりまして、今、はっきりしておりますのは、出された意見がこういうも

のであったという要約版が公表される、意見についての部会での議論の議事録が公表される、この2つがはっきりしているわけです。

そういうことで、具体的に何かプロセスに関するものはございませんでしょうか。なければ、次のリスクの方へ進もうと思いたす。

それでは、プロセスについては、私も、一応出ました意見を読みまして、大事な問題が入っていることはわかっておりますが、今出た意見の範囲の中では、大体議論をして詰められる範囲は大体詰めているという認識で、現在の案を親委員会のPFI推進委員会に提案するというところでよろしゅうございたすか。

(意見なし)

西野部会長 そうしますと、プロセスの方は終わりました、リスクの問題とその他に関するいろいろな意見がありますので、リスクの議論に移りたいと思いたす、リスク分担のガイドライン(案)についても、意見を見た上で、この部分はなおすべきだとか、これでいいかという点いかがでしょうか。

H専門委員 全体の印象としまして、白か黒かはっきりしないから白黒つけてくれとか、具体的にしてくれというような意見がほとんどだと思いたすので、そのところは、むしろ白黒つけないという基本方針で、十分議論をして、むしろつけないのだという方向でやりましたので、そのところはもう論議済みと思いたす。細かいとか、多少言い回しがどうこうという意見もございたすけれども、私は許容範囲だと思いたすので、リスクについても原案をそのまま出せばいいのではないかと思いたす。

西野部会長 今、バージョンの最初としてはこのままでいいのではないかというご発言をいただいたのですが、リスクの方もそういうことでよろしゅうございたすか。

この2つが可能であれば、委員会に諮りまして、委員会です承を得たい案というふうにかえております。

これについてもそれでよろしゅうございたすか。

(意見なし)

西野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどから議論が出ておりましたが、考えるべきこと、審議していくこともありますが、そういうことを踏まえて、世の中で、ガイドラインを早く出してほしいということも聞こえておりますし、皆さんもそのように理解をされていると思いたすので、こういう方向で委員会に提出する案とさせていただきますと思いたす。

これでまとめますが、今後何かあることについては後ほど議論をしていくというようにしたいと思いたす。一応緊急の課題を片づけた後で、ある適当な時期に問題を持っていきたいと思いたす。

そういうことで、私はプロセスの方の全体を見てきたので、いろいろ出されている内容のかなりのは議論をされていたということも理解しておりますし、その意味で、第1バージョンとしてはこれでいいと座長としても考えていたす、リスクについてもそうい

う考えでよろしゅうございますか。

(前田座長、首肯)

西野部会長 いろいろ出ているけれども、かなりの部分が議論をされて、現在の段階ではここぐらいがいいだろう。その上で、経験を踏んだ上で、さらに変えていくというようなことかと思えます。

今日は合同部会でございます、大きな話題はその2つで、座長は私と前田委員ですが、山内部会長も部会長の1人でございますので、部会長としてのご意見をお伺いしたいと思います。

山内部会長 皆様のご意見にあったとおり、既にずいぶん事業も進行していますので、基本的にはなるべく早くこのガイドラインを出すことが重要だと考えています。その意味では、さっきご議論がありました制度の問題、その解釈の問題、それから、もうちょっと細かい問題ということがありますけれども、基本的にはこれでバージョン1として世に公表するのがいいのではないかと考えております。

バージョン1というのは、大体パソコンのソフトでもバグが出てくる可能性があります。また、バグ取りをやるのも必要かと思えますし、場合によっては、それ以上のものもご議論するというようなことで進めていけばよろしいのではないかとと思えます。

とにかく、このバージョンを広く普及することが重要ではないかと考えています。

西野部会長 ありがとうございます。そうしますと、今日予定していた議題としてはそこまででございます。あと、今後の問題について、特にスケジュール関係を事務方からご説明いただけますか。

事務当局 今後のスケジュールについてご報告させていただきます。第6回のPFIの推進委員会を来週の22日に開催させていただければと考えております。時間は午後4時、場所は内閣府本府の3階の特別会議室でございます。また後ほど、正式な開催通知を出させていただきますと存じます。よろしくお願ひしたいと存じます。

西野部会長 それでは、今日の議題はこれで終わりですが、先ほどからいろいろ出ておりました、私と山内部会長、あるいは座長の前田委員も含めまして、どうするかを、まずVFMの片を付けないといけないので先の話になりますが、多少相談をさせていただいて、また契約の話も残っておりますし、することはかなりありまして、どのようにやっていくのか、考えさせていただきたいと思えます。

B委員 おっしゃるとおり、新しい課題、注文等については整理されて、それで取り上げるかどうか、どのようにやるかというのはそれでよろしいと思えます。

1つだけ、従来の検討で気になっておりましたが、第3ワーキングで、これはこれで出されて私はよろしいと思えますが、非常に難しい問題だったために先送りせざるを得ないと、これもこれで合意の下で進めたわけです。後半部分を検討しましょう、といって先送りをしたところで止まっていると思うのです。だから、ほかの部会なり、ほかの新たな何かを設定するかどうかは別にしまして、リスクに関してのその先の議論を、とりあえず

当面どうするのかということだけはここで打ち合わせておいた方がいいかと思うのです、するのか、しないのかも含めまして。

合同部会で何を議論するかというのは大体決めて、3つのワーキンググループでやったのだと思うのです。

I委員 B委員のご指摘は、私の心の中でいつも重くのしかかっている、さあどうしようかと。ありていに申しまして、いいものを安くということだと、標準契約になれば、建物を建てるのはできるでしょうけれども、事業の多様性を包括、包容できませんねと。

イギリスの場合にどうやっているのだろうかということ、それは標準約款という形では必ずしも出しておらずに、各項目何を決めようかという項目を立ててあって、日本でいいますと表題とでもいうのですか、第1条とか第1章、その中に条項を入れるについてどういうことを考慮しましょう。例えば、最初が期間でしたか、期間だったらどういうことを考慮します、こういうように書いてあるわけです。

皆さんと一緒に、さあどういう内容のものを議論しましょうねと、形を合意して、内容を合意して、そういう項目を立ててという作業を、けっこう腰を落ち着けてやらないと、事実上法律ではないとはいふものの皆さん非常に考慮なさいますよね。

私、今回、この意見を拝見してどういう見方をしたかですが、最初に、決定的な欠陥があるかどうか。要は、不正確とか不十分な点があるかどうか。それはないでしょうと。ですから、先に出しましょう。次に、何が欠けているかということ、実体判断が伴ってくれば自ずと消えていくコメントもあるなど。だから、契約書という観点からするならば、推進委員会のホームページでもありますけれども、いろいろな案件について約款案なり条件規定書といったようなものが公表されていく。そうすると、ある程度予見可能性というのは立つわけです。そういうものがある程度終わった後で、項目は拾えるのですけれども、いろいろ多様な考え方がありますねと。契約書ひな型はちょっと無理でしょうと申し上げて、そこから幅がいっぱいあるわけです。

言葉は悪いですがけれども、ある意味で手抜きなのが、これから出てくるであろういろいろなプロジェクトの契約書の該当条項を全部並べてみる、これをお見せする。ものすごく時間をかけてやるのだったら、各項目について考え方の基本について記載していく。ですから、与えられた時間と何をターゲットにするか、この議論をまずやらないと、きっと軸がずれる。

もう一つは、民間企業の間で、我々の世界でいうならば 出版だとか、そういうところが興味を非常に持っていて、契約書のコメントールを作ろうと言ってくることも考えられます。そうすると、契約書のコメントール、コメント集を推進委員会で作るのですかね、推進委員会としてどういうものを示すべきかという議論もあるわけです。

だから、まず、部長がおっしゃったように、手前のところをやっていきますと、VFMのところが終わって、すべてが終わって、さあ次に何をしましょうということ相談してからでない、なかなか協定といっても形が見えない、というのが正直いって私の感

想です。

B委員 とりあえず、ここで一旦打ち切って全体を見直す、こういうことでしょうか。

I委員 何を作るのかから議論しないと、ちょっと進めない。

西野部会長 特に何かございますでしょうか。

G委員 先ほどからの寄せられた意見の公表に付随して、気分の問題かもしれませんが、せっかくお寄せいただいたものについて、ただ「こうでした」というのもいがかと思いますので。一応きちんと読んで議論した結果、とりあえずこのガイドラインで行きますが、今後さらに検討してバージョンアップしていきます、というようなものを入れて公表した方がよりよろしいのではないかという感じを私は持っているので、その点も部会長の方でご検討いただきたいと思います。

西野部会長 その点も、私どもで相談させていただきます。

どうもありがとうございました。